

お客様（ 建設企業の皆様 ）へ

平成 17 年 2 月

ペイオフ解禁拡大に伴う前払金専用普通預金口座の取扱について

西日本建設業保証株式会社
担当：営業部契約管理課
TEL 06 - 6543 - 2109

平成 17 年 4 月 1 日より「ペイオフ」が解禁拡大となります。

これにより、預金の保護対象は普通預金、定期預金等合計で預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息等となりますが、前払金専用口座も普通預金である以上、例外ではありません。

しかし、大半の金融機関ではお客様の必要に応じて、普通預金の一種に全額保護対象となる「決済用預金（無利息型普通預金）」を設けており、弊社では、このペイオフ解禁拡大を契機に、お客様のご希望により「決済用預金（無利息型普通預金）」口座を前払金の普通預金口座とできることとし、各金融機関にその旨の取扱を依頼いたしましたので、ご案内申し上げます。

決済用預金の新規開設あるいは移行措置等を希望される場合は、決済用預金の有無を含めて各金融機関により取扱が異なりますので、具体的な手続等はお客様とお取引のある金融機関に直接、お問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

なお、決済用預金となっても前払金の払出方法等に変更は生じません。

以 上